

令和 8 年 6 月 29 日

海田市駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入(履行) 場所	納期 (履行期間)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
69	産業廃棄物処理(廃プラスチック類)ソファ等ほか1件	陸上自衛隊海田市 駐屯地	8.12.18	8.6.29	8.7.8 09時00分	8.7.8 09時00分	無し	市価調査書期限 8.7.7 12時00分
	以下余白							

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒736-0053
住所: 広島県安芸郡海田町寿町2-1
契約機関名(担当): 陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊 桐山(きりやま)
電話番号(内線): 082-822-3101(内2343)
FAX番号: 082-823-4226
仕様書の内容に関するお問い合わせ先: 082-822-3101(内2973)阿部(あべ)

※中部方面会計隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>) の実施要領を確認の上、お問い合わせください。

市場価格調査書

件名リストー連番号	69
-----------	----

単価
(消費税及び地方税を含まない。)

品 名		規格	単位	予定数量	単価	備考
産業廃棄物処理(廃プラスチック類)ソファ等		仕様書のとおり	KG	265		
産業廃棄物処理(廃プラスチック類)プリンター等		仕様書のとおり	KG	2353		
		以下余白				
納入場所	陸上自衛隊海田市駐屯地		履行期間	8.12.18		
契約保証金		免除	見積書有効期間			

本件に際しまして、広く市場価格調査を実施し、適切な価格の把握に努めるため、各取引業者の方々に
ご協力を頂いております。上記の市場価格調査表に金額をご記入の上、FAXでご返信をお願いします。

FAX:082-823-4226
仕様書の内容に関するお問い合わせ先:082-822-3101(内2316)
令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文親 殿

担当:陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊 桐山(きりやま)

住 所
会 社 名
代表者名



見 積 書

件名リストー連番号	69
-----------	----

単価
(消費税及び地方税を含まない。)

品 名		規格	単位	予定数量	単価	備考
産業廃棄物処理(廃プラスチック類)ソファ等		仕様書のとおり	KG	265		
産業廃棄物処理(廃プラスチック類)プリンター等		仕様書のとおり	KG	2353		
		以下余白				
納入場所	陸上自衛隊海田市駐屯地		履行期間	8.12.18		
契約保証金		免除	見積書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

仕様書の内容に関するお問い合わせ先:082-822-3101(内2316)
令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文親 殿

担当:陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊 桐山(きりやま)

住 所
会 社 名
代表者名



仕 様 書	
名 称	産業廃棄物処理（廃プラスチック類）
作 成 年 月 日	令和 8 年 6 月 2 5 日
適 用 範 囲	この仕様書は、産業廃棄物処理（廃プラスチック類）について規定する。
1 場 所 陸上自衛隊海田市駐屯地（白天幕） 2 数 量 廃プラスチック類（ソファ等） : 約 2 6 5 k g 廃プラスチック類（プリンター等） : 約 2 3 5 3 k g ※ 数量については、概定数量 3 一般事項 （１）廃棄物とは、上記品目を産業廃棄物として処理すべき物品のこと。 （２）請負業者は、駐屯地で発生した廃棄物を搬出・運搬処理すること。 （３）搬出時間の細部については、係官と調整すること。 （４）マニフェストの提出期限は、令和 8 年 1 2 月 1 8 日（金）とする。 （５）引き取り期限日は、令和 8 年 7 月 3 1 日（金）とする。 （６）調整先：係官 山根 1 尉 内線 2 3 2 1 安部 2 曹 内線 2 9 7 3 4 特記事項 （１）請負業者は、産業廃棄物処分業許可書（写）を事前に提出すること。 （２）請負業者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出すること。 5 検 査 検査は、最終処分終了後、マニフェスト E 票の到達をもって完了とする。	

文書管理者：海田市駐屯地業務隊補給科長
 作成年月日：8. 6. 2 5
 保存期間：5 年（1 4. 3. 3 1 まで保存）
 配布先：第 3 5 0 会計隊長
 枚数：1 枚